

特別特恵関税の適用期限の延長

令和6年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

特惠関税制度は、開発途上国の経済発展を支援する観点から、開発途上国からの輸入物品に対して、一般の関税率より低い関税率（特惠税率）を適用する制度である。特惠関税制度の対象は 130 か国・地域であり、そのうち後発開発途上国（LDC）44 か国に対しては、特別特惠関税制度として、約 98% の輸入物品を無税無枠とする一層の優遇措置を講じている。特別特惠受益国は、国際連合総会の決議により LDC でなくなってから 1 年以内に特別特惠関税の適用が除外される。

特惠関税制度は、1971 年（昭和 46 年）の導入以降、10 年ごとに 5 度延長されてきたが、期限延長時以外にも必要に応じて制度改正が行われている。

2. 改正要望の内容

現在、特別特惠受益国は、国際連合総会の決議により LDC でなくなってから 1 年以内に特別特惠関税の適用が除外されるが、外務省より、その適用期限を LDC 卒業から 3 年とする要望が提出されている。

3. 検 討

(1) 改正の必要性

WTO においては、2023 年 10 月、LDC 卒業国に対する関税の優遇措置について、LDC 卒業後の円滑かつ持続可能な移行期間を提供することを奨励する旨の一般理事会決定が採択された。その後、2024 年 2 月の WTO 第 13 回閣僚会議において、同文書の内容を歓迎する旨の閣僚宣言が発出された。

G7 においては、EU（独・仏・伊）及び英国はすでに LDC 卒業国に対して特惠関税を卒業後 3 年適用する措置を導入済みであり、カナダは同措置を導入予定の状況である。G7 広島サミット（注1）等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきた我が国としても、開発途上国の持続可能な発展を支援する観点で同措置を講じる必要があり、開発途上国への連帯を示すため（注2）には、早急な導入が望まれる。

（注1）G7 広島サミットにおいて岸田総理大臣より、「グローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国が存在感を高める中で、G7 を超えた国際的なパートナーへの関与を強化したい」と発言。（令和 5 年 5 月 20 日）

（注2）例えば、令和 7 年 8 月には、TICAD 9（第 9 回アフリカ開発会議）が横浜で開催予定。

(2) 考慮すべき事項

イ. 適用期限の延長期間について

特惠関税制度は供与国側による一方的な恩恵措置であること等も踏まえ、WTOにおける決定等においても、具体的な措置の内容は定められておらず、各国の裁量に委ねられているが、同措置を導入済み又は導入予定であるG7各国の措置内容等（注3）を踏まえれば、LDC卒業後の適用期限を3年以内とすることは妥当である。

（注3）この他、LDC卒業後もLDC諸国に対しては、WTOによる技術支援等が3年間行われることとされている。

ロ. 国内産業への影響

本措置は、既に対象となっている特別特惠受益国に対する措置について、LDC卒業から3年に限って適用を継続する措置であり、特別特惠受益国からの輸入状況、輸入物品の国内産業との競合性等について関係省庁において検証を行ったところ、影響は限定的と考えられる。

ハ. 特別特惠関税制度を含む特惠関税制度全体について

我が国として、開発途上国との連携を強化していくとの方向性を踏まえ、特惠関税制度全体として開発途上国の成長に一層寄与するとともに、必要とする国に恩恵がいきわたるものとなるよう、諸外国の制度も参考としつつ、国内事業者等の意見も聴取し、制度の在り方全体を検討し、特惠関税制度の期限到来（令和12年度末）を待たず不断の見直しを図ることが必要である。

4. 改正の方向性

特別特惠関税の適用期限を、国際連合総会の決議により後発開発途上国ではなくなってから3年以内とすることが適当ではないか。

ただし、特惠関税制度全体として開発途上国の成長に一層寄与するものとなるよう、引き続き制度の在り方について検討を行う。